

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和4年10月24日（月）16:30～17:20
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

- |      |       |   |
|------|-------|---|
| 座長   | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授                                      |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策<br>研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員   | 安藤 至大 | 日本大学経済学部教授                                      |
| 委員   | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事                                 |
| 委員   | 堀 天子  | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士                            |
| 委員   | 安田 洋祐 | 大阪大学大学院経済学研究科教授                                 |

#### <関係省庁>

本後 健 厚生労働省子ども家庭局保育課長

#### <事務局>

三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官  
正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官  
小山内 司 内閣府地方創生推進事務局参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について
- 3 閉会

---

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。  
本日の議題は「小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について」ということ  
で、厚生労働省にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は厚生労働省から御提出いただいております。公開予定でございます。本日の議  
事につきましても公開予定です。

本日の進め方ですが、まず厚生労働省から5分程度で御説明をいただき、その後、委員  
の皆様方による質疑応答、それから意見交換ということで進めていただきたいと思います。

それでは、中川座長、議事進行をお願いいたします。

○中川座長 お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、これから「小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について」の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

まず、厚生労働省のほうから資料の説明をお願いいたします。

○本後課長 厚生労働省子ども家庭局保育課長の本後と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速、資料の説明に入りたいと思います。「小規模保育事業所における対象年齢の拡大について」でございます。

まず、1枚目をめくっていただきまして、保育所保育指針という資料を付けてございます。これは保育所がどういう保育の在り方かということ、有識者等々が10年に1度議論をして定めるものでございます。今、定めていますのは、平成29年に定めたものです。それによりますと、3歳以上の子どもに提供する保育については集団での実施を基本という形にしております。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚を生じる中で、集団的な遊び、それから協同的な活動も見られるようになる。集団としての活動の充実が図られるようにしていくべきだ。こういう考え方で保育を実施されております。したがって、小規模の保育につきましては原則として0～2歳児を対象としているという中で、今回議論になります特区においては、待機児童の解消を目的とすることを前提に、3歳～5歳の保育を認めるという措置にしているということでございます。

3ページ目、待機児童の現在の状況でございます。この特区の議論をいたしました平成29年は、待機児童問題が大変厳しい状況の時期でありました。「保育所落ちた日本死ね」という社会問題になりましたのが平成28年、平成29年が最も待機児童が多い時期でございました。それと比べますと、現在、令和4年の待機児童は約9分の1、2,944人になっております。3歳以上の待機児童で見ましても、平成29年ですと2,967人だったところが、現在は約8分の1の368人まで減ってきております。

下に3歳以上児の待機児童がいる自治体数を挙げておりますけれども、最も多くても30人台で、1～9人というところがほとんどになっていまして、今、待機児童の問題はかなり局地的な問題になっているということで、当時とは状況が大きく変わっているということでございます。

4ページ目は、この特例措置を活用しております施設の状況です。全国で3市が実施をしております。3歳以上児の定員充足率を見ますと、成田市の施設は3人定員がありますが、今、利用はゼロ。堺市についてはかなり利用がありまして、84人定員のうち79人が利用。西宮市については36%が利用という形になっております。待機児童はいずれもほとんどないということでございます。

今、保育全体の動きでいきますと、人口減少地域における対策をどうするかということが論点になってございます。もちろん待機児童も併せて重要な課題ではありますが、人口減少に対してどう対応していくかが大きな課題になっているということでございます。

こうした状況を踏まえまして、今回の対象年齢の拡大について今後どうするかということでもありますけれども、今、申し上げましたとおり、待機児童の解消という初期の目的に照らしますと、現在の待機児童の状況は平成29年当時とは全く異なる状況でございます。

また、保育全体の在り方ということと言いますと、依然として集団保育、3歳以上の子どもについてはできるだけ集団の中で育ちを促していきたいという重要性は引き続き重視していきたいと考えております。

こういうことを踏まえますと、現時点においてこの特例措置を全国化すべきではないのではないかと私たちは考えてございます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの厚生労働省の御説明につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問をいただければと思います。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員 日本大学の安藤です。よろしくお願いします。

今回お話しいただいた内容で、いまいち私が納得していないポイントを御説明します。

まず、最近、無園児というものが問題となっております。保育園や幼稚園に通わせていない子どもがいると。これをどうするのかということがこども家庭庁関連でも話題となっているわけです。また、そもそも小学校より下は義務教育ではないということで、子どもを保育所や幼稚園に通わせない一方で、親御さんが公園などでほかの子どもとコミュニケーションを取らせる。このようなことやっている子どももいるわけです。

そういう中で、もしこの交流ということが不可避であるというのであれば、そもそも親が子どもを保育するという自体を禁止して、就学前教育を義務化しないといけなのではないかという話をすべきかと思う中、そうならないというのがまず前提としてあります。

次に、待機児童が少ないまたはほとんどいないから全国化は不要というお話をされているわけですが、待機児童の計算には、子どもを通わせることを諦めている人が含まれていないことが気になっております。それが小規模の保育所があるのであれば通わせられるというケースがあり得るわけです。また、可能性としては、保育所が確保できないから幼稚園に通わせていて、仕事を諦めているというケースもあり得る中、今、目先の数字として待機児童が少ないまたはないから問題ないと言われてしまうと、いやいや潜在的にはいるのではないかと考えます。そして、そういう潜在的な問題はこれまで厚生労働省も大きな問題として取り上げてきたのではないかと考えています。

または、待機児童は問題ではなく、保育所が空いているという皆様の御主張が正しいのであれば、親はそこに通わせるであろうということで、今回検討している小規模保育所の年齢拡大をしても問題とならないはずではないでしょうか。このように問題がなくて、可能性としてはプラスの効果もあり得るので、拡大してもいいのではないかと考える中、これ

を防止しないといけないと主張されていること、それにどういうロジックがあるのかということが明確になるといいのかなと感じました。

これに対して、小規模保育所の利用が可能になったら、普通の保育所も空いているのだけれども小規模に通わせる親が出てくるかもしれない。そのような行為がけしからんというのであったとすると、全国展開をさせないことが求められる理由の可能性としてはあるのかなと思います。しかし、そうはいつでも、親御さんが子どもを通わせる都合からして、小規模保育所のほうが利便性が高いというケースもあり得る中、全国展開を認めないという理屈について、いまいち納得がいかない。それは私たち今ここに参加している人間だけではなくて、私も今、0歳と5歳の子どもを持っていますが、親の視点からもそのように感じる人がいるのではないかと思います。もちろん例えば親御さんに対して、集団での保育には意味がありますよというメッセージを送ることは結構だと思います。いずれにせよ、まずは全国展開をさせた上で、実際には選択されないというのであれば、それでも結構かなと感じました。感想と疑問点を提示しました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省、お願いいたします。

○本後課長 ありがとうございます。数多く御意見をいただきました。

十分答え切れるかどうか分かりませんが、まず最初の無園児、我々は未就園の児童という言い方をしております。3歳以上のお子さんですと、御案内のとおり、保育所あるいは幼稚園いずれかのところには既に通っている状況です。

今おっしゃった未就園は0～2歳で、特に0歳児は育休がかなりありますので少し置いておくとして、1歳、2歳のお子さんだと半分ぐらいが保育所に通っていて、半分ぐらいはどこにも通っていないという状況であります。

おっしゃるとおり、半分ぐらいのどこにも通っていないお子さん、御家庭に対して、どういう支援があり得るのかというのは、我々は問題意識を強く持っております。今、義務化という話がありましたけれども、義務化に向かうかどうかは今後、政策、財源等々もありますので分かりませんが、ここに何らかのサポートを手厚くしていくことは、こども家庭庁になっていく過程の中で大きな課題として認識をしております、その中でもサポートするためのモデル事業の実施といったものを盛り込んでいるという流れでございます。

それから、2点目の待機児童との関係なのですけれども、この事業が難しいのは、待機児童の一番大きな問題は、0歳、1歳、2歳のところが大きな問題になっております。したがって、この事業が0歳、1歳、2歳の待機児童にどう関係するかということ、本来はそこが論点になるかと思うのですけれども、この事業自体はとにかく3歳、4歳、5歳を認めるという事業になっていますので、待機児童そのものの解消にどれだけこの事業がなっているのかというのは、なかなか判断が難しいところかなと思います。

3歳、4歳、5歳という意味で言いますと、先ほども申し上げましたとおり、非常に待

機児童の数は減っています。平成28年、29年当時であると3歳の壁ということをよく言われていまして、御案内の方も多いかと思えますけれども、小規模の事業所に通っていて、3歳になるときに別の保育所を探さなければいけない、それで待機児童が結構増えているという課題もあって、そういう意味で3歳の事業を拡大していくことに意味があるのではないかということは随分指摘もされましたし、我々も3歳、4歳、5歳の待機児童ということ考えたときに、この事業を特区で進めていくべきだろうという判断をさせていただいたところであります。

正直申し上げますと、これを全国展開して、0歳、1歳、2歳の待機児童にどれだけ影響があって、どれだけ効果があるのかというのは、なかなか直接的にははかりにくいというか、直接的な効果ではないのかなと思っていますし、行きたいところに行けないとか、実際に入りたいと思っていた時期に0歳、1歳、2歳の定員が空いていないのでそこに入れないとか、そういった待機児童の残された問題は、この事業そのものの話ではなく、待機児童対策のより質の深い点として検討していかなければいけないという認識は強く持っています。

○中川座長 安藤委員の質問の中で、選択の自由をあげるわけですから、禁止をする理由は全くないのではないかという質問があったと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○本後課長 失礼しました。

選択という意味では、確かに小規模、人間関係が小さい中で、アットホームな雰囲気の中でということを選択される方もいらっしゃるのだらうと思います。そのほうが合うという方がおられるのは確かだらうと思います。

質の話となるとなかなか言い方が難しいのですが、子どもがどう育っていくかということを考えるときに、6歳になったら基本的には小学校に入って、集団という中でどうしていくかということに向かっていくということを見ると、保育の在り方として、小集団だけの中で保育をやるという形よりは、時には大きなグループの中で小さな集団になって何か活動するということはあると思うのですが、活動として運動をするとか遊びをするにしても、大規模な集団の中でできるという環境を整えていくことが保育全体の在り方としては必要と考えております。

待機児童の解消という目的の中で認めるというのがこの特区の在り方としてはあったとしても、それを全体に広げていくというのは、何段階かステップというか、離れているところがあるのかなとは感じております。

○中川座長 保育課長の教育理念をお聞きしているというよりは、おそらく安藤委員の質問は、色々な選択肢を増やしているのだから、場所とか規模もそうかもしれませんが、色々なオプションを与えているという意味で、それを選択される方が選択すればいいのであって、そうではないものを選択される親御さんは選択されなければいい話であって、国として特区で実験をして別に支障はなかったのだから、反対する理由にはならないのではない

かという指摘だと私は思いました。

では、安藤委員、お願いします。

○安藤委員 今の話で簡潔に1点だけ申し上げたいことでございます。

今、集団で保育することが望ましいという話がありましたが、私も小さい子どもを持っていて、最近問題になっているのは、発達障害なども含め、診断がついているわけではないけれども集団行動が得意でないケース、保育園などで周りの子どもとうまくやれないケースです。例えば他の子をたたいてしまうとか、色々問題が起こっています。このとき小さなところに移ったほうがやりやすいとか様々なケースがある中、マジョリティーのお子さんにとっては、そういう集団の保育がいいという信念をお持ちかもしれませんが、子どもには多様性があるということへの配慮が必要ではないかと考えます。また、保護者の通勤など他の観点から、たとえば職場に近いエリアに子どもを通わせるほうが、親が仕事を続けられるとか、そういう子どもの成育以外の論点も併せた政策的な総合判断としてマイナスが大きいとまではいえないのではないかと私は思っております。これは感想なので、御意見は結構です。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、時間が押しているので、菅原委員、落合委員、それから堀委員の順番に、それぞれ御発言ください。

○菅原委員 ありがとうございます。

安藤委員の御意見に賛同します。まず、今回特区内で3歳まで拡大したときに何か問題があったのか、調査はされているのでしょうか。さらに、ニーズがどの程度あるのか把握をされているのでしょうか。

以前、これを議論したときに、3歳の子どもについては個の成長と友達との相互的、協力的関係に十分配慮してとのこと、十分に小規模保育でもそのような環境をつくれたという認識をしています。未就学児についても、幼稚園や近くの保育園で未就学児も参加できるような運動会を設定するなど、地域として対応をされていると把握しています。

待機児童が解消したからおっしゃられましたが、待機児童の問題が出てからまた何か対応しようというよりは、待機児童解消に向けて一つの良い事例ができたのであれば、いざというときにもこういう仕組みが使えるように全国展開するというのは何ら問題もないのではないかと思います。

○中川座長 それでは、落合委員、お願いします。

○落合委員 ありがとうございます。

私も安藤委員のおっしゃっていただいた点については賛同しております。待機児童問題が数字上解決したように見える部分についてです。安藤委員がおっしゃった、そもそも入園を諦めたような場合もあると思いますが、厚生労働省のほうでは、例えば本当は認可保育園に行きたかったけれども認可外保育園に入園して、その分費用負担が大きくなっている方とか、そういう場合については調べられていますでしょうか。

また、実際に待機児童がゼロになっても、保育園の稼働がすごく下がっているということではなければ、そもそもそういった需要を本来的には吸収すべき状況があるということだと思っております。一定のはかり方で数字がゼロになったことをもって問題解決にはならないのではないかと思います。このあたりについてどう御整理されているのかを伺えればと思いました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀委員も続けてお願いします。

○堀委員 私もお話を聞いていて、待機児童の数が減少しているのにニーズがないという御趣旨だと思いましたが、待機児童の数だけでニーズなしと結論付けるのがいいのかどうかという点で問題意識を持っております。私も小学生と0歳児を抱えておりますが、ここ数年、リモートワークが普及し、コロナの影響で入通園がなかなか難しい状況で、家で引き取って見ているケースもあると思えます。このコロナ禍の影響で待機児童の数が一時的にゼロになっているという可能性はないのでしょうか。ニーズの把握は数だけで考えてよろしいのかどうかという点に疑問があります。

親の相当な負担の下で、家庭で育児をしているケースがありますので、今後、ポストコロナ、ウィズコロナの中で改めて保育園への入通園が増えていく可能性がなおあると思っております。選択肢を増やすという観点で、この措置、取組が検討されることが望ましいと思いました。

また、人口減少地域において、小規模保育所に入ったのだけれども、3歳になって転園しなければならない、遠くに行かなければいけないという可能性はないのでしょうか。集団の保育がよろしいのだという一つのお考えは伺いましたが、今後、多様な保育や安全・安心な保育という観点からすると、小規模保育を望む親御さんもいらっしゃると思えます。

いずれといたしましても、例えばこの地域では設置の必要性がないとか、選択する親御さんがいない場合には結果的に小規模保育所が作られないということはあるかもしれませんが、国として制度の選択肢を設けることには意味があると考えております。

このような観点から、ニーズの把握に関しては、もう少し慎重な御議論をいただいたほうがいいのかと思いました。

○中川座長 ありがとうございます。

3人の委員から御質問と御意見があつて、元々特区で実験をしたことについて問題があったのか。内閣府から聞いているところでは問題はなかったというお話ですが、そういう調査をしているのか。それから、保育に関するニーズについて、厚生労働省の御主張にはうなずき難いという委員からの御質問、それから御意見があつたと思えます。

様々いただきましたけれども、厚生労働省のほうから御回答をお願いします。

○本後課長 ありがとうございます。

まず、菅原委員からいただきました影響の調査をしていたかということですが、拡大し

たということに関して、例えば利用した方がどうだったかとか、そういう調査を何らかの基準に基づいてやったということはしておりません。調べておりますのは、資料の4ページ目にある定員の状況、利用率がどうだったか、そういったことについては調べておりました、それは菅原委員の次の御質問と関係あるかと思いますが、ニーズについて言いますと、全国的にこういうニーズがあるかどうかは調査しておりませんが、特区で利用したところにおいて3歳以上の利用がどうだったのか、ニーズがどうだったのかについて、4ページ目に資料を載せております3歳以上の定員充足率で見ると自治体ごとに結構大きく違いますし、堺市や西宮市は実は複数施設がありまして、その複数施設の中でもまた違いがあるということで、ニーズが十分にあるとも言えないし全くないとも言えないという状況と認識をしております。

それから、落合委員からいただいた待機児童の関係で、認可外の施設はどういう取扱いになっているのかということですが、認可外の施設、いわゆる地方単独事業で、東京都で言いますと東京都認証保育所、あるいは区の中で何々区保育室みたいなものがありますが、それを利用している方は待機児童の数からは除外をしてカウントするという整理をしております。ただ、地方単独事業を利用している人の数は把握しておりまして、平成29年時点では1万6744人だったところが、令和4年4月時点ですと6,199人という状況になっております。

それから、堀委員からいただいた内容は、ほかのお二方にも御指摘いただいた点と重なりますが、待機児童の解消に関する評価とこの特区との関係ですが、先ほども申し上げましたとおり、この特区は従来0歳、1歳、2歳で利用可能な小規模保育所を、3歳、4歳、5歳にも利用を拡大するという性格のものです。一方で、待機児童の御指摘いただいたような課題は、基本的には0歳、1歳、2歳の課題となります。

したがって、この特区を導入するということは、特区においてもこういう取扱いをやっている保育所が多いわけではないので、全体的に影響があるかと言われるとそれはないのしょうけれども、概念的に申し上げますと、通常0歳、1歳、2歳で待機児童解消に使うための定員について、3歳、4歳、5歳で使ってしまう状況にはなるということになりまして、0歳、1歳、2歳の待機児童の解消にこの特区の事業がどれだけ寄与するかというと、概念的にはむしろ逆になりかねないという前提の下で始めた事業だということになります。

今おっしゃった0歳、1歳、2歳における待機児童の問題は、この特区の取扱いと離れて、しっかりと政策の重要なテーマとして今後も考えていかなければいけないとは考えております。

以上です。

○中川座長 安田委員から手が挙がっていますが、御質問いただいた委員の方々から何かございますでしょうか。

○菅原委員 特区対応した政策に対してきちんと調査をしておくことが必要ではないでし

ようか。先ほど堀委員からもありましたが、福祉的な政策は定量的評価も重要ではありませんが、ニーズには多様性があるので、少数でもニーズがあるのであれば行政として対応できる政策を持つことは重要ではないかと思います。

もう一つ、待機児童解消の問題は別途対応するとのことですが、小規模保育で3歳児まで対応ができることによって、3歳から職場や自宅に近い保育園に預けにくいときの受け皿として対応もできます。また、3歳児を入れることによって配置基準的に0～2歳児の定員を使ってしまうと言う意見ですが、その辺を各地域の裁量で対応ができるようにしておくほうがいいと思います。待機児童問題は全国のそれぞれ地域によって状況は違いますが、一律的に判断するというのをしないほうがいいのではないのでしょうか。対象年齢拡大措置は、どのように全国展開したら政策的に有効かという視点でもう一度考えていただきたいと思います。

○中川座長 それでは、安田委員、お願いします。

○安田委員 スライド7ページの左下に「②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」ということがうたわれている一方で、2ページ目の冒頭で、最初に御説明がありましたが、「集団での実施が基本」というのは矛盾しているように見えるわけです。集団ありきという発想になると、ニーズが少なければ今回の特区の扱いを全国展開することはメリットが少ないという判断になるのかもしれないですが、基本的にニーズがゼロでない限りやる価値はあると思います。先ほど菅原委員がおっしゃったように、ニーズが低ければ効果がないという話ではなくて、ニーズがちょっとでもあればやったほうがいいという話はずですので、ニーズが本当に全然ないとか、これを全国展開するとコストが異様にかかって費用便益に合わないとか、そういう客観的な証拠がない限り、全国展開を阻む論拠としてはとても弱いなと感じました。

加えて、この一連の御議論や資料が待機児童数に注目し過ぎていると思います。KPIとしてそこしか見ていないのではないかという印象を強く持ちました。多様な保育を可能にするために、今回、人数の制限をなくしていく動きを仮に全国展開していければ、現在実現していないけれども、よりきめ細かいサービス、保育の在り方を別に都市部でなくても地方でも展開できるかもしれない。これをむしろプラスに、先ほど菅原委員からもありましたが、今回の措置を全国展開していく上で、新しい、よりきめ細かい保育の在り方を築いていく礎にすべきではないかという強く感じました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

堀委員、どうぞ。

○堀委員 私も、菅原委員や安田委員のお言葉に同調します。先ほど私が申し上げたのは、待機児童の数だけでニーズがなしと言ってよろしいのでしょうかという趣旨でございました。待機児童の数について色々とお話をいただき、それ自体、一過性のものではないかという疑問もあるという申し上げ方もいたしましたが、本質的にはよりニーズがあるというこ

とが分かったということであれば、それは選択肢として御検討いただくことがよろしいのではないかという趣旨でございました。

○中川座長 分かりました。

厚生労働省、何かございますでしょうか。どうぞ。

○本後課長 ありがとうございます。

御趣旨はすごくよく理解できる場所があります。確かに今おっしゃった障害のあるお子さんとか、障害かどうか微妙な段階のお子さんとか、きめ細かなニーズに対応していくべきだろうという動き、ニーズ、必要性は政策的にあるというのも事実だと思います。

ただ、それが全国展開という形ですること、逆に、私が最初に申し上げましたように、やはり保育の世界、幼児教育の世界は、特に3歳、4歳、5歳は集団でできるような環境はできるだけ作っていきたいということを前提に今まで進んできているところがございます。それに対して、色々なニーズに対応するという必要性も両方あるわけですが、こっただけが大きくなってはいけないし、こっちも重要だということがないといけない。

全国展開をしたときに、原則がどこでということまでなく何でもいいという形にしてしまうと、逆に集団保育という子どもの全体の育ちの中で重要視してきた、あるいはこれからも大切であろうと思われる点との関係をどう考えていくのかはなかなか難しいところかと思えます。

○中川座長 安田委員、どうぞ。

○安田委員 今回の集団教育に関わるお話は若干危険な議論のような気がしていて、要は個々の親御さんが、自分の子どもに合った教育、仮に集団で育てたいと思えば、そういった保育園を自発的に選ぶと思います。今、厚生労働省がおっしゃっていることは、親がきちんと判断ができないので、国が集団で保育する場を専ら用意して、選ばせようとする意図を感じてしまいます。実際に子育てをしている親よりも、国家の方が保育や教育について非常に質の高いエビデンスを持っていて、「集団で教えることがベストだ」みたいなことを言っているように聞こえなくもないです。そういったやり方をあまり前面に出すのはよろしくないのではないかと思います。

実際問題、多くの親御さんが集団保育を重視されていれば、選ばれる保育所は集団が中心になると思いますので、先ほど厚生労働省がおっしゃった懸念は杞憂に終わるのではないのでしょうか。パターンリスティックに集団向けの保育しか用意しないというのは、多様なニーズを頭から否定することになりかねないので、先ほどおっしゃったバランスの話は、あまり今回の文脈では当たらない話ではないかと個人的には感じました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

今までの議論をまとめたいのですが、基本的にワーキンググループの委員の先生方からは、特区で実験を行って、それに特段の支障があるというエビデンスは見つかっていないことから、基本的な特区の運用の指針としては、そういったものは全国展開をするという

ルートに乗せるのが筋であると。基本的には親御さんや家庭の選択に委ねればいい話であって、安田委員におっしゃっていただいたように、特段、コストベネフィット的にもものすごいことになっているとか、すごく大きな支障が保育の観点から生じているとか、そういうことがない限り、選択肢を増やすという意味では全く問題がないという判断に委員の方々は立っているように思います。

厚生労働省から、基本的な方針は集団保育ということで来ているというお話を伺っておりますけれども、そもそも平成29年にこの特区を設置したときに、私はこういう話は全く聞いておりませんでした。それにつきましても、厚生労働省のほうでそのようにお考えになっているということは伺いましたけれども、パターンリスティックにそういったものを一律に決めてしまうというのはいかがなものか、基本的に御家庭や親御さんの判断を尊重すべきではないかということで、これは何か強行規定を設けるわけではなくて、プラスアルファで選択肢を増やすものですから、是非これは全国展開を進める方向でもう一度再検討いただくことが必要ではないかと思いました。

御出席の先生方あるいは厚生労働省のほうから、特段何かございますでしょうか。ございませんでしたら終わりたいと思うのですが、最後に御意見を求めます。

厚生労働省、どうぞ。

○本後課長 平成28年に議論させていただいた当時は、不十分だったかもしれませんが、集団でやっていくというのは、厚生労働省が考えているというよりも、保育所保育指針というのは幼児教育・保育を研究されている学識の方や現場の方に集まっていた場で、しっかり審議会で議論してそういった形になっておりますので、そういったことも踏まえて、集団の中で保育していくことの重要性と、待機児童がいるということ、それから今おっしゃったニーズがあるということを随分議論させていただいた上で、今のようになっていると認識をしています。

この状況、保育の形として、3歳、4歳、5歳になると、できるだけ多くの子どもたちとの関わりの中、集団の中でやっていくべきだろうという、学識経験者、現場の方のずっと長く続く意識はそれで変わるものではないと思っております。その重要性は変わらないのかなと。

ただ、今、それでこのニーズを否定するものではないという御指摘もいただきましたので、そのあたりの御意見も踏まえて、改めて考えてみたいと思います。

○中川座長 それでは、お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。また、御検討いただけるということに感謝を申し上げたいと思います。

これをもちまして今回の「小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について」のワーキンググループを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。